

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第11節 特惠関税等	第11節 特惠関税等
(特惠関税等を適用する場合の取扱い)	(特惠関税等を適用する場合の取扱い)
8の2-1 法第8条の2第1項又は第3項の規定により特惠関税又は特惠関税についての特別の便益（以下この節において「特惠関税等」という。）の適用を受けようとする輸入申告（関税法第43条の3第1項（同法第62条の10において準用する場合を含む。）又は同法第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）がなされた物品に係るもの又は特例申告貨物に係るものを除く。）又は蔵入申請等（以下この節において「輸入申告等」という。）が行われた場合の取扱いについては、次による。	8の2-1 法第8条の2第1項又は第3項の規定により特惠関税又は特惠関税についての特別の便益（以下この節において「特惠関税等」という。）の適用を受けようとする輸入申告（関税法第43条の3第1項（同法第62条の10において準用する場合を含む。）又は同法第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）がなされた物品に係るもの又は特例申告貨物に係るものを除く。）又は蔵入申請等（以下この節において「輸入申告等」という。）が行われた場合の取扱いについては、次による。
(1) 受理審における取扱い	(1) 受理審における取扱い
受理担当審査官（以下「受理審」という。）が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。	受理担当審査官（以下「受理審」という。）が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。
イ 特惠関税等適用停止の有無の確認	イ 特惠関税等適用停止の有無の確認
当該輸入申告等に係る物品及び特例申告貨物について、法第8条の3第1項及び第2項の規定により、特惠関税等の適用停止の有無の確認	当該輸入申告等に係る物品及び特例申告貨物について、法第8条の3第1項及び第2項 <u>又は第8条の4第1項</u> の規定により、特惠関税等の適用停止の有無の確認
口～へ（省略）	口～へ（同左）
(2)（省略）	(2)（同左）
(「原産地が明らかであると認めた物品」の取扱い)	(「原産地が明らかであると認めた物品」の取扱い)
8の2-4 令第27条第1項第1号に規定する「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」の取扱いについては、次による。	8の2-4 令第27条第1項第1号に規定する「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」の取扱いについては、次による。
(1) 「原産地が明らかであると認めた物品」は、別に事務連絡する物品とすることとし、原産地証明書の提出を省略させるものとする。ただし、特惠関税の適用上特に問題があると認められる場合であつて、後記8の2-4の2の(3)に規定する書類等によつても原産地が認定できない場合には、令第27条第1項第1号に該当しないこととなるので留意する。	(1) 「原産地が明らかであると認めた物品」は、別に事務連絡する物品とすることとし、原産地証明書の提出を省略させるものとする。ただし、特惠関税の適用上特に問題があると認められる場合であつて、後記8の2-4の2の(3)及び(4)に規定する書類等によつても原産地が認定できない場合には、令第27条第1項第1号に該当しないこととなるので留意する。
(2) 省略	(2)（同左）
(輸入許可前引取りの承認を受けることを条件として承認を受けられる貨物の範囲)	(輸入許可前引取りの承認を受けることを条件として承認を受けられる貨物の範囲)
8の2-8 令第28条ただし書に規定する関税法第73条第1項に規定する	8の2-8 令第28条ただし書に規定する関税法第73条第1項《輸入の許

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>税関長の承認を受けることを条件として税関長の承認を受けられる貨物は、法第8条の2第1項に規定する特恵受益国又は同条第3項に規定する特別特恵受益国を原産地とする物品（ただし、法第8条の3第1項又は第2項の規定により政令をもって特恵関税の適用が停止された物品を除く。）とする。</p>	<p>可前における貨物の引取り》に規定する税関長の承認を受けることを条件として税関長の承認を受けられる貨物は、法第8条の2第1項に規定する特恵受益国（同条第3項に規定する特別特恵受益国を除く。）を原産地とする法別表第3の第2欄に掲げる物品以外の物品（ただし、法第8条の3第1項又は第2項の規定により政令をもって特恵関税の適用が停止された物品を除く。）とする。</p> <p>（「課税標準となるべき価格」の意義）  <u>8の4-1 法第8条の4第1項に規定する「課税標準となるべき価格」の意義</u>については、関税法基本通達4-5による。</p> <p>（特定特恵鉱工業產品等に係る限度額等の管理等）  <u>8の4-2 法第8条の4第1項第の規定による特定特恵鉱工業產品等に対する輸入額等の管理は、貿易統計の方法に準じて本省の電算機により行う。</u>      なお、更正等により輸入申告書等に記載された価格又は数量が増加した場合には、当該増加額等については、当該物品に対する特恵関税の適用の停止の有無を問わず、特恵関税を適用するものとし、また、更正等により適用税番が変更され他の特恵対象物品に該当することとなった場合には、当該物品に係る輸入申告等の日において当該特恵対象物品に対する特恵関税の適用が停止されておらず、当該特恵適用のための要件を満たしている場合に限り、当該特恵関税を適用する。</p> <p>（特恵関税の適用停止の際の取扱い）  <u>8の4-3 法第8条の4第1項の規定により特恵関税の適用を停止する場合の取扱い</u>は、次による。</p> <p>（1）税關への通知</p> <p>イ 特別特恵鉱工業產品等については、当該物品の輸入額等が限度額等を超えることとなった月の翌月15日までに、関税局業務課から各税關の業務部通關総括担当部門（以下「通關総括担当部門」という。）に、当該適用が停止される品目及びその項名（法別表第3の品目及び項名をいう。）適用停止国又は地域名並びに適用停止日をファクシミリ等により通知する。</p> <p>ロ 通關総括担当部門は、上記イの通知を受けたときは、直ちにその旨を各税關官署の通關総括担当部門（通關総括担当部門が設置されていない税關官署にあっては、通關の総括事務を担当する部門。）を通じ</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第12の2節 E P A税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等 (経済連携協定に基づく関税割当制度等の適用の停止)</p> <p>8の6-2 法第8条の6第4項の規定による<u>経済連携協定において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品</u>（以下この項において「シ-リング管理対象物品」という。）に対するE P A税率の適用の停止については、次による。</p> <p>(1) 限度額の管理等 シ-リング管理対象物品に係る限度額の管理は、貿易統計の方法に準</p>	<p>各通関部門に通知するものとする。</p> <p>(2) <u>適用停止の公告</u> 各税関長は、上記(1)の通知を受けたときは、直ちに、当該適用が停止される品目、その項名、適用停止国又は地域名及び適用停止年月日を税関の掲示場等に公告するものとする。</p> <p>(3) <u>適用停止日についての留意事項</u> 特惠関税の適用停止日は、原則として、法第8条の4第1項の規定により、限度額等を超えることとなった月の翌月15日の翌日であるが、同項に規定する「翌月15日」については、同条第4項の規定により関税法第2条の2の適用上「期限」とみなされる結果、国税通則法第10条第2項《期限の特例》の規定の準用を受け、これらの日が日曜日、国民の祝日又は同法施行令第2条第2項に定める日（土曜日）に当たるときは、その翌日（これらの休日が連続するときは、順送りとなる。）となるから、留意する。</p> <p>(4) <u>郵便物に関する留意事項</u> 郵便物（関税法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。）については、法第8条の4第1項の規定により、原産地証明書等の書類の審査の際に既に特惠関税の適用が停止されている場合であっても、関税法第76条第3項の規定による提示のあった日にいまだ適用が停止されていなかったときは、特惠関税を適用することとなるので留意する。</p> <p>(5) <u>特惠関税の適用停止後における増額更正等の場合の留意事項</u> 特惠関税の適用が停止された場合であっても、更正等により既に特惠関税の適用を受けた物品についてその数量又は価格が増加した場合には、当該増加額等について特惠関税を適用することとなるので、留意する。（前記8の4-2参照）</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>じて本省の電算機により行う。なお、EPA税率が適用されたシ・リング管理対象物品について、更正等により輸入申告書等に記載された価格が増加した場合には、当該増加額については、当該物品に対するEPA税率の適用の停止の有無を問わず、EPA税率を適用するものとし、また、更正等により適用税番が変更され他のシ・リング管理対象物品に該当することとなった場合には、当該物品に係る輸入申告等の日において当該シ・リング管理対象物品に対するEPA税率の適用が停止されておらず、関税の譲許の便益を適用するための要件を満たしている場合に限り、EPA税率を適用する。</p>	<p>定原産地証明書等」と読み替えるものとする。</p>
<p>(2) <u>郵便物に関する留意事項</u>  <u>郵便物（関税法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。）については、法第8条の6第4項の規定により、経済連携協定原産地証明書等の書類の審査の際に既にEPA税率の適用が停止されている場合であっても、関税法第76条第3項の規定による提示のあった日にいまだ適用が停止されていなかったときは、EPA税率を適用することとなるので留意する。</u></p>	